

## 申請に対する処分

処分名	はり・きゅう施設利用補助決定
根拠法令	奄美市国民健康保険条例第8条第1項
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

70歳未満で利用を希望する国民健康保険の被保険者

申請の方法

「はり・きゅう施設利用券交付申請書」を提出する。ただし、1か月15回以内で1年間60回以内の利用制限を設ける。

補助の要件

国民健康保険税を完納していること。

### 2 標準処理時間

1日から7日までの間